

### 3 参考資料

#### 戦略的環境アセスメント(S E A)

戦略的環境アセスメント(Strategic Environmental Assessment、以下「S E A」とは、政策(policy)、計画(plan)、プログラム(program)の3つのPを対象とする環境アセスメントです。即ち、「政策、計画、プログラム」の3つのPを対象として、その熟度を高めていく過程において、十分な環境情報のもとに適切に環境保全上の配慮を行うための手続きと理解されています。

「戦略的環境アセスメント」と呼ばれているのは、S E Aが事業(project)に先立つ上位計画や政策等の「戦略的な(strategic)」意思決定に対して行われる環境アセスメントであるからです。

事業との関係では以下のようなものが含まれます。

複数の事業等を総合した地域全体の開発計画

(例：総合開発計画、圏域計画等)

事業そのものを決定するものではないが、事業量の総枠を規定する計画

(例：各種五箇年計画等)

個々の事業に直接結びつくものではないが、事業の内容を拘束する政策・計画

(例：土地利用計画、資源の有効な利用の促進に関する基本方針)

個々の事業についての構想や基本計画

(例：高速道路の基本計画)

#### 戦略的環境アセスメント(S E A)の意義

社会の持続可能な発展を達成するために、環境に影響を与えると考えられるあらゆる政策や計画等の策定・実施に当たって環境への配慮を意思決定に統合するためのツールとしての意義

事業の実施段階での環境アセスメントでは以下の限界があるので、それを補完するためのツールとしての意義

- (a) 開発事業の立案に際しては、政策や上位の計画において、既に事業の枠組みが決定されているために、環境アセスメントを事業の実施段階で行ったのでは、意思決定の段階として遅すぎ、また、検討の幅が限られてしまうために、有効な案の検討が行えないこと
- (b) 個々の事業を対象とする環境アセスメントでは、規模が小さい事業の場合には、全体として大きな負荷をもたらす場合であっても事業の実施段階での環境アセスメントの対象としてなじまないために、個々の事業の累積的な影響を検討することが困難であること
- (c) 複数の事業者が一定の地域において集中的に事業を行うことを計画している場合に、事業の実施段階での環境アセスメントでは個々の事業ごとに評価が行われるためにそれらの事業の複合的・相乗的影響やそれら事業が一体となって形成される地域環境の全体像を検討することには限界があること